

ラオス共和国

第1章 法と規則	1
1. 特許・小特許・意匠	1
2. 商標	3
3. 地理的表示	4
4. 著作権	5
5. 不正競争防止	8
6. 営業秘密	9
7. 集積回路の回路配置	10
8. 植物品種	11
9. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子資源	12
10. エンフォースメントに関する他の法律	12
第2章 手続に関する説明	13
1. 特許・小特許・意匠出願/登録手続	13
2. 商標の出願/登録手続	14
3. 特許と実用新案出願のフローチャート	16
4. 意匠出願のフローチャート	17
5. 商標出願のフローチャート	18
第3章 権利行使の手続	19
1. 刑事上の権利行使	19
2. 民事上の権利行使	19
3. 税関での取締り	21
第4章 知的財産に関する統計	22
1. 特許の出願/登録件数	22
2. 小特許の出願/登録件数	22
3. 意匠の出願/登録件数	22
4. 商標の出願/登録件数	23
5. 著作権の届出件数	23
4. 権利行使の統計	23
第5章 知的財産関係官庁	24
1. 登録関係官庁	24
2. 権利行使関係官庁	24
第6章 知的財産法律事務所情報	26

## ラオス共和国

### 第1章 法と規則

#### 1. 特許・小特許・意匠

##### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

＊施行日は、下記「首相令発布から90日後」との規定あり（同法165条）

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

##### 2) 一般規定

特許、小特許（実用新案）、意匠が保護を受ける。

##### 定義

「特許」は発明を保護するために発行された公的証書

「小特許」は実用新案を保護するために発行された公的証書

「発明」は特定の問題を解決するため新製品又は新製法を創造する技術的解決

「実用新案」は技術的改良から導き出された新しい工夫

「意匠」は製品の形態で模様、線、色等を含む。

##### 要件

###### 特許の要件

新規性・進歩性・産業上利用性を備えること

新規性—これまで存在せず、ラオス国内又は他国で、出願日又は優先日より以前に公表や使用により一般に開示されていないものは新規性を備える

###### 小特許の要件

新規性・進歩性・産業上利用性を備えること

新規性—ラオス国内で、出願日以前に、公然と知られまたは使用されていないもの

進歩性—新しい技術的な改良（進歩性の度合いは特許より低い）

###### 意匠の要件

新規性を備え、装飾的であること—物品に係るものであること

新規性—ラオス国内外で、出願日又は優先日より以前に公表や使用、展示により一般に開示されていないもの。

###### 特許又は小特許の不登録事由

自然界に存在する生物又はその組成物に関する発見

科学及び数学的理論又は法則

ビジネス法則

人体及び動物に関する診断、治療、手術法

微生物を除く、植物、動物に関し、主として生物学的な栽培、飼育に関する方法、しかし、上記分野に関するものでも特許又は実用新案の要素を構成する場合あり。

###### 意匠の不登録事由

意匠に係る物品の技術的特徴を描いただけの意匠

公序及び国の伝統に反する意匠

###### 保護制度

登録主義を採用

###### 優先制度

先願主義を採用。パリ条約優先権及びPCT条約に基づく権利の主張可。

## 保護期間

特許は出願日より20年間  
小特許は出願日より10年間  
意匠は出願日より15年間

## 権利維持

特許及び小特許については保護期間中、年金の支払い義務あり。  
意匠については5年ごとの維持費の支払いが必要。

## 登録によって与えられる権利

特許権者、小特許権者、意匠権者の権利は以下の通りである。

権利の利用から得られる利益の享受

権利の譲渡

他人の実施を許可すること

権利を継承し、相続により権利を移転すること

権利の侵害に対し訴訟を起こすこと、損害賠償を請求すること

特許権者、小特許権者は他人に対し以下の行為を許諾または禁止することができる。

特許製品又は特許製法の直接製造物の製造、輸入、販売、販売の申し出、または利用。

特許製品の販売、販売の申し出、または利用、のための保管

特許製法の利用

意匠権者は他人に対し、商業目的で、保護された意匠を複製又は模倣した意匠を備えた物品を製造、販売、または輸入することを、許諾または禁止することができる。

## 権利の制限

以下の行為は侵害とみなされない。

他国の船舶で船体、機関、荷役装置、操船装置、付属品等に特許が実施されており、この船舶が一時的に又は偶発的にラオスの水域に入った場合

他国の航空機または陸上車両でその構造、操作、付属品等に特許が実施されており、この航空機または陸上車両が、一時的又は偶発的にラオス国内を通過した場合

## 特許・小特許・意匠の無効と取り消し

保護を受ける要件が満たされていない場合

裁判所の無効判決があった場合

保護期間の満了による消滅

年金又は維持費の不支払いによる消滅

商業利用ができない場合において管轄裁判所の最終判決による消滅。

## 特許又は小特許の強制実施権

首相の命に基づき、科学技術省は、個人、法人、組織に対し、権利者の同意なしに、以下の場合に、特許、実用新案の実施を認めることができる。

\*天災、疫病、戦争等の国家的な緊急事態の場合

\*国防、治安、食糧、公衆衛生等の公益のための政府による非商業的実施の場合

\*反競争的であるとの司法判断がされた後、反競争行為是正のため実施が必要と裁判所が認めた場合

\*特許又は実用新案が国内の正当な需要を満たすために実施されていない場合

特許権者は強制実施権の付与に対し、証拠を提示してこれに反対するか、発明や小特許に対する国内の需要を満足させるための対案を提示する権利を有す。

強制実施権は、事前に特許又は小特許権者に対し、相当と思われる条件での許諾を求める努力を行い、相当期間内に許諾が得られない場合にのみ、付与される。

強制実施権付与の根拠事由が解消し、再発の見込みが薄い場合、又は実施権付与を受けた者が付与の条件に従わない場合、強制実施権付与は終了する。

## 2. 商標

### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布される。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

商標、サービスマーク、団体商標、証明商標の登録が可能である。

#### 定義

「標章」はサイン、又はサインの結合で、1つの事業者の商品又はサービスを他の事業者のそれと識別させるもの

「商標」は商品又はサービスに使用する標章で、それらの商品又はサービスを他の商品又はサービスと識別させるもの

「団体商標」は関連企業、又は協会、組合、官民の組織、個人のグループのそれぞれの会員により使用される商標

「証明商標」は、マークの権利者により使用を認められた、商品の出所、原材料、製法に関する特徴、商品又はサービスのタイプ、質、安全性、その他の特徴を証明する商標

#### 登録可能な商標

サイン又はサインの結合で、個人名、文字、数字、造形要素、配色などの語句を含みうる。

#### 商標の登録要件

- \* 識別性
- \* 同一の商品又はサービスについての登録商標、著名商標、地理的表示と同一でないこと
- \* 同一の商品又はサービスについての登録商標、著名商標と類似し、商品又はサービスの出所や関連性に関し混同や誤解を生じさせるものでないこと
- \* 法律で禁じられたものを含まないこと

#### 著名商標

著名商標は、既にラオス国内の関係業界で広く認識され、商標の登録要件に反しないマークであれば、ラオスでの登録の有無に拘わらず保護される。

#### 登録に許可を必要とする商標

以下の要素を含む商標は登録前に許可が必要である。

- \* 紋章、旗、国の紋章、公的サイン、品質保証印、国内外の地名又はその略称
- \* 国際機関の紋章、国際条約が作ったシンボル、国家又は国際機関の公印又はシンボル
- \* 実在する人物の氏名、肖像、似顔絵
- \* 文化的シンボル、歴史的記念碑、国民的英雄又は指導者の氏名、肖像、似顔絵
- \* 商標がラオスの伝統に反するもの

#### 保護制度

登録主義を採用

**優先制度**

先願主義を採用。パリ条約に基づく優先権の主張が可能。

**保護期間**

登録日から10年間。

**権利の維持と更新**

保護期間は10年ごとの更新で延長可。更新回数に制限なし。期限満了以前に更新費の支払いの必要あり。

**登録によって与えられる権利**

商標権者の権利は以下の通りである。

商標使用から得られる利益の享受

権利移転

他人への使用許諾

相続による権利承継

権利の侵害に対し訴訟を起こすこと、損害賠償を請求すること

商標権者は他人が以下の行為を行うことを禁ずることができる。

登録商標と同一又は類似のサインの使用であって、商品・役務が指定商品・役務と同一もしくは類似の場合、または関連性が有り混同の恐れを生じさせる場合

登録商標を使用した商品又は役務の販売又は広告

登録商標を付した商品の輸出入

上述の権利は著名商標と商号に対しても、登録の如何に拘わらず、準用される。

**権利の制限**

規定なし

**無効と取り消し**

以下の場合に商標権者の排他的権利は終了する。

\*保護期間が終了し、更新がなされず、更新費が支払われない場合。

\*裁判所の命令により登録が無効となった場合。

\*5年間継続して商標が使用されない場合、科学技術省に対し不使用による取り消しの請求が出され、商標が取り消される可能性がある。

**強制実施権**

規定なし

**3. 地理的表示****1) 根拠法**

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

**2) 一般規定****定義**

「地理的表示」は商品の地理的出所を示すための表示で、その商品の特定の品質、評判、特徴が原産地に由来するもの

**地理的表示の登録要件**

商品が特定の地理的産地に由来することを示す表示であること

商品の品質、評判、特徴が地理的産地に由来すること

**地理的表示の登録不可のもの**

以下の地理的表示は登録できない。

- \* 商品の出所に関し消費者を誤解させる恐れのあるもの
- \* ラオス国内で当該商品の一般名称となっているもの
- \* ワインの名称で、ラオスで生産されるぶどうの一般的な品種名と同一のもの
- \* 他国の地理的表示で、同国で保護されなくなったか使用されなくなったもの
- \* 登録商標と同一又は類似の地理的表示で、原産地の出所に関し誤解を与える恐れのあるもの
- \* ワインの登録地理的表示と同名のもの

## 保護制度

登録制度

## 優先権

ラオスは先願主義を採用

## 保護期間

登録証の受領日に始まり無期限

## 権利の維持と更新

維持更新費用は不要。費用の支払いは出願時のみ。

## 登録権者の権利

- \* 他人が地理的表示を商品に使用すること又は商標に地理的表示を含めることを禁ずること
- \* 地理的表示又は地理的表示を含めた商標にかかる商品を販売、広告、輸出入すること
- \* 地理的表示をワイン又は酒類に対する使用、訳語の使用、「種類」、「タイプ」、「スタイル」、「イミテーション」等の語を伴う使用に反対すること
- \* 商品の出所を誤解させるような地理的表示から当該地理的表示を保護すること
- \* 侵害者に対し、訴訟により損害賠償等の請求を起すこと

地理的表示で特定された地域で事業を営む者だけが当該商品への地理的表示の使用が可能である。

## 登録の無効と取り消し

保護の要件が満たされない場合

商業利用がされないとき、管轄裁判所の最終決定により権利が消滅する。

## 権利の制限

地理的表示の権利者が登録の要件に従い行動しない場合、他者は権利者の表示使用停止の訴えを科学技術省に対し起こすことができる。科学技術省では権利者に対し登録要件に従うよう通知する。権利者が一定の期間内にこれに従わない場合、地理的表示の使用停止が命じられる。

## 4. 著作権

### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

#### 定義

「著作権」は、芸術、文学さらに科学の分野を含めての創造的な作品に対する権利を意味する。

「著作隣接権」は実演、レコード、放送番組、衛星放送番組に関する権利を意味する。

「著作物」は芸術、文学、科学の分野の創作的作品で形式、形態を問わない。

「二次的著作物」は原著作物を翻訳、応用、編曲、修正、変形、解釈するか、又はその他の変更を加えた著作物を意味する。

「レコード」は実演その他の音を記録媒体に固定すること。

「放送」はラジオ、テレビ放送、又はインターネット、衛星放送等、その他の手段により著作物を入手可能とすること。

「応用美術」は他の目的の利用のための美術の応用。

## 保護の対象となる著作物

\*著作権は文学、科学、美術部門の作品に対し、それが著作者の独自の創作である限り、表現形式を問わず、発生する。著作物は有形の媒体に固定された時点で創作されたと見なされる。

\*著作物の全集、データの編纂に対しても、作品の選択と編集という理由から著作権保護は有効である。

\*二次的著作物は、原著作物の著作者の権利を妨げることなく、原著作物と同様に保護される。

## 著作物とされないもの

日々のニュース又は新聞報道に基づく単なる事実

思想、手続き、操作法、数学的概念

立法、行政、法的性格を有す公式文書、それら文書の翻訳

## 著作隣接権の権利者

実演家

レコード製作者

放送事業者及び放送機関

## 著作隣接権の保護の対象

実演

レコード製作

放送

## 保護制度

著作物は創作された時点で、直ちに、自動的に保護され、著作権登録の必要性はない。著作物は、争いが起きた場合に備えた証拠として科学技術省に登録することができる。

## 保護期間

著作権は創作とともに発生し、以下に記載の年の年末まで継続する。

著作者の死後 50 年間

共同著作の場合、最後まで存命した著作者の死後 50 年間

作者不詳又はペンネームの著作物については、著作物が公表された後の 50 年間

映画著作物については、

\* 作品が公表された後の 50 年間

\* 作品が公表されなかった場合は製作されてから 50 年間

応用美術については創作日より 25 年間

## 著作隣接権の保護期間

実演家の権利は実演の日に始まり、実演がレコードに録音された日から 50 年間。

レコード製作者の権利はレコードに録音された日から、

\* レコードが公表された後の 50 年間

\*レコードが公表されなかった場合は製作されてから50年間  
放送事業者の権利は放送の日から50年間

#### 著作権者の権利（経済的な権利）

文学又は美術著作物の著作権者は以下の行為を行う又は他人に許諾する排他的な権利を有す。

著作物の全集の作成

著作物の複製、複製の流通を含む。

著作物の翻訳

著作物の放送

著作物を、手段の如何を問わず、公衆に伝達すること、放送又は再放送すること

文学著作物を公衆に口述すること、口述したものを公衆に伝達すること、翻訳すること

演劇・歌劇著作物を、手法や過程を問わず、公演すること、公演内容を公衆に伝達すること、翻訳すること

#### 著作権者の権利（翻案・脚色・変形の権利）

以下の行為を行う又は許諾する排他的な権利を有す。

文学・美術著作物を映画用に翻案、複製すること。それら翻案され複製された著作物の流通及び上演及び通信手段を利用した公衆への伝達

文学又は美術作品から映画著作物を製作した場合は、映画著作者に映画著作物の許諾の権利はあるが、依然として原著物の著作権者の許諾を必要とする。

#### 著作権者の権利（レコード、視聴覚著作物、コンピュータープログラムについて）

以下の行為を行う又は許諾する又は禁止する排他的な権利を有す。

レコード、コンピュータープログラム、データその他の編集物の全体又は一部の直接的又は間接的な複製

レコードの複製を国内に輸入すること。複製品が権利者により市場に流出された場合を含める。

レコードの原盤又は複製を販売、レンタルその他により始めて一般に流通させること

視聴覚著作物、レコード、楽譜の著作物の原本又は複製を直接又は間接的に営業用に、レンタル、リース、貸与すること

文学、演劇、歌劇、振り付け、パントマイム、動画、その他の視聴覚著作物の著作権者は以下の行為を許諾する排他的権利を有す。

著作物の公演、録音物の場合はデジタル送信を通じ演奏すること

著作物の実演の公衆への伝達

著作物の実演の翻訳

#### 伝統的な文学・美術作品の著作権

伝統的な文学・美術作品に基づく著作物は著作権により保護される。但し、他人が、同じ伝統的な文学・美術作品に基づき著作物を創作し、伝統的な文学・美術作品を継続して利用する権利を妨げるものではない。

伝統的な文学・美術作品の収集作品は著作権により保護される。但し、他人が継続して同様な収集作品を編纂し、話を語り継ぎ、当該収集作品に含まれる伝統的作品を複製し、修正し販売する権利を妨げるものではない。

#### 著作者人格権

著作者は、財産権としての著作権が譲渡された場合でも、以下の権利を有す。

未公表の著作物の公表（著作者の存命中）  
著作物の作者であることを主張すること  
作品に関する広報で著作者の氏名を表示し使用すること  
著作者に属す権利が誤って他人に帰属した場合に異議を申し立てること  
著作物の変形、切除、改変又は著作者の名誉を傷つける行為に対し異議を申し立てること

#### 実演家の人格権

実演家は、権利が譲渡された場合でも、実演又はレコードに固定された実演に関し以下の権利を有す。

自らの実演であると名乗ること。

実演の変形、切除、改変により、実演家の名誉を傷つける行為に対し異議を申し立てること。

#### 著作権の制限

以下の行為は著作者の許可や著作権料の支払いなしに認められる。

- \* 公表された著作物から、Fair Use として、使用目的を超えない範囲で引用すること
- \* Fair Practice として、使用目的の範囲内で、文学又は美術著作物を利用し、出版物へのイラスト掲載、教育用目的での放送、音と画像の録画をすること
- \* 写真著作物又は映画著作物製作の過程で、偶発的に、既に公表され公衆に伝達されたファインアート、写真、その他の応用美術著作物のイメージが複製されること
- \* 視覚障害者のために文学作品を点字等に翻訳すること
- \* コンピュータープログラムを通常の運用の中で複製すること。但し、プログラムの使用が著作権者の許諾の範囲内であること
- \* 合法的に取得した電子メディア内の著作物を、紛失、破壊、故障等に備えてバックアップ、保存用、又は代替用に複製を作成すること

以下の行為は、Fair Use として、引用先が明確に表示される場合は、著作者の許可や著作権料の支払いなしに認められる。

政治経済、宗教的話題に関し新聞又は定期刊行物で公表された記事を複製し、新聞、放送で公衆に伝達すること。但し、転載禁止の旨の表示がある場合を除く。

著作権の制限と例外の規定は隣接権にも準用される。

## 5. 不正競争防止

### 1) 根拠法

事業競争に関する命令第 15/PMO 号 (Decree on Trade Competition No. 15/PMO )

2004年8月1日施行

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第 054/PM 号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

定義（事業競争に関する命令第 15/PMO 号の規定より）

「買収」は1つの事業体が他の事業体の資産又は株式の全て又は一部を購入すること

「委員会」は事業競争委員会を示す。

「消費者」は商品又はサービスの購入者又は利用者

「商品」は耐久又は非耐久消費財で、これらの商品の所有権を証明する文書を含む。

「事業」は商品とサービスに関わる事業である。

「市場支配」は1又は複数の事業体の商品又はサービスの販売量又は市場占有率が、事業競争委員会の定めた額を超えること

「合併」は2つ又はそれ以上の事業体が1つの事業体となり、個々の事業体が消滅すること

「独占」は1つの事業体が又は他の事業体と結託して、市場を支配すること

「サービス」は、給与以外の支払い又は対価を得て、商品の利用又は他の行為に関するサービスを請け負い、又は実行すること。

## 禁止行為（事業競争に関する命令第15/PMO号の規定より）

\* 競争相手を壊滅させ、実質的に競争を減じ、制限するような形の合併又は買収で市場を独占すること。

\* 他の事業体を排除する意図でダンピング等により損害を与える行為

\* 価格操作

\* 商品の備蓄、生産量、商品又はサービスの取引、流通、輸入の制限

\* 商品又はサービスの購入、販売、供給の申し出で共謀すること

\* 直接的又は間接的に、顧客が商品の生産、購入、販売又はサービスの供給を減少させるような状況を作り出すこと

\* 顧客の商品又はサービスの購入・販売の選択肢を制限すること

\* 商品の仕入先又は小売業者に対し、他の事業体との取引を禁ずること

\* 市場、顧客、仕入先を割り当て、競争を制限すること

\* 1つの市場の商品販売又はサービス提供の権限を個人に与えること

\* 他の事業体に制限を与える形で商品又はサービスの販売条件を設定すること

\* 業競争委員会によって定められた事業競争規則に反するその他の行為

外国企業と契約、株式保有等により業務提携をしている事業体が、ラオス国内で、地元企業が、外国企業との商品又はサービスの購入、販売、提供をする機会を制限する行為を働いた場合は、当該事業体は国内での設立と営業を禁じられる。

## 不正競争行為（2011年知的財産法（改正版）の規定より）

以下の、産業又は商業上の誠実な慣行に反する競争行為は不正競争行為と見なされる。

\* 商品の出所、生産者、製造者、販売業者に関する虚偽の表示を直接的又は間接的に使用すること。

\* 競争者の組織、商品、産業又は商業活動に関し、混同を招くような全ての行為、又は信用を落とすような虚偽の主張

\* 商品の性質、製造工程、特徴、用途、量に関し、公衆に誤解を与えるような表示や主張を行うこと。

## 6. 営業秘密

### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

## 定義

「営業秘密」は、一般に広く知られておらず、通常その種の情報を取扱う範囲の人に知られていない秘密情報で、機密であるため商業価値のある情報を意味する。

## 営業秘密の要件

上述の定義にかなった情報であって、

秘密性を保持するため、合法的に情報を管理する者により、情報が、適切な手順と環境の下に置かれていること。

## 保護制度

営業秘密は情報の機密性が保たれている限り保護される。登録の必要はない。

## 保護期間

無期限に保護される。

## 営業秘密の権利者の権利

- \* 無許可で誠実な商慣行に反して営業秘密が他人に開示され、入手され、使用されないように合法的な管理の下に置くこと
- \* 他人による侵害に対して訴訟などで権利保護すること、損害賠償請求すること
- \* 他人による営業秘密の乱用を防ぐこと
- \* 営業秘密の開示、回収、利用、又は、内容と秘密保持の条件を明示し、開示、回収、利用のため他人に移転すること
- \* 雇用、契約等による営業秘密の合法的管理者に対し、雇用、契約等が終了後でも情報が秘密情報である限り、守秘義務が有効であることを徹底させること

## 権利の制限

以下の行為は侵害に当たらない。

リバースエンジニアリング、実験、分析又は同様の手法による情報の発見  
守秘義務や信託等がない場合での情報の取得

## 7. 集積回路の回路配置

### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

#### 定義

「集積回路」は、最終的な又は中間的な形態の回路を意味し、その中の素子は、アクティブな素子で、その幾つか又は全てをつなぐ部分が集積的に内部に又は半導体基盤の上に組み込まれ、電子機能を果たすよう意図されたもの。

「半導体」は電気伝導性が導体と絶縁体の中間である物質

「回路配置図」は素子を三次元の形状で表現したもので、その中の素子は、少なくとも1つはアクティブな素子で、集積回路の幾つか又は全配線が製造の目的で準備されたもの。

#### 集積回路登録の要件

- \* 回路配置が開発者により独自に製作されたものであり、創作の時点で、回路配置の開発者及び集積回路の製造者の間で一般的なものではないこと
- \* 回路配置が一般的な素子と相互接続の組み合わせからなる場合、その組み合わせが、全体として上述の要件を満たしている場合に限り登録が可能

\*登録申請は、回路配置が国内外のいずれかで商業利用されている場合、最初に商業利用された日から2年以内。保護期間は創作日から15年を超えない。

## 集積回路の登録要件を満たさないもの

集積回路により処理される原則、製法、システム、手法  
集積回路に含まれる情報又はソフトウェア

## 保護制度

登録制度（先願主義）を採用

## 保護期間

集積回路利用権の保護期間は登録申請日から12年間。

## 権利の維持と更新

前払いでの年金の支払いが必要

## 登録により得られる権利

集積回路の回路配置の権利者は他人が許可なく以下の行為を行う事を禁ずることができる。

回路配置の全体又は一部の複製

回路配置又は回路配置を用いた集積回路の商業目的での輸入、販売、流通

違法に複製された回路配置を用いて製造した製品又は集積回路の商業目的での輸入、販売、流通

## 権利の制限

違法に複製された回路配置を用いて製造した集積回路又は物品を、それを入手した時点でそのような事実を知らないか知りうる正当な理由がなかった場合、それら集積回路又は物品を利用する行為は違法ではない。

評価、分析、研究、教育目的での私的利用は違法ではない。

回路配置権者の権利は他人が別途開発した全く同一の回路配置に関しては及ばない。

## 無効と取り消し

以下の場合、回路配置の登録は消滅する。

裁判所の判決で無効となった場合

保護期間の終了

維持のための年金等の未払い

## 強制実施権

規定なし

## 8. 植物品種

### 1) 根拠法

2011年知的財産法（改正版）、2011年12月20日に議会により公布。

知的財産法に関する首相令第054/PM号、2012年1月16日に公布。

### 2) 一般規定

#### 定義

「品種」は植物群で、特定の遺伝子又はその組み合わせによる特徴を有し、少なくともこれら特徴の1つがあることで他の植物群との違いを示し、繁殖によって変化しない安定性を持った植物の単位

「遺伝子型」は生命体が環境との関連で特徴を表出させる遺伝の全データ

「繁殖種」は植物又はその一部で新たな植物の生育が可能なもの

「育成者」は植物品種を育成し、発見し、開発する者

「植物品種権」又は「育成者権」は本法に従い植物品種を保護するために与えられる権利

#### 植物品種取得の要件

- \* 新品種の出願をする際には、その品種の繁殖種又は収穫物が、国内出願の植物の場合は1年以上前、他国での出願の場合は4年以上、木又は蔓の場合は6年以上前にさかのぼり、育成者により、又はその同意を得て販売・利用されていないこと（新規性）
- \* 出願時に通常知られている他の品種とは明確な違いがあること（識別性）
- \* 関連する特徴が均一的であること（均一性）
- \* 関連する特徴が繁殖を重ねた後も変化しないこと（安定性）

#### 保護制度

登録制度

#### 優先権

先願主義を採用

植物新品種の登録出願は、最初の出願国がラオスの育成者に対しても植物新品種の権利を付与する国である場合、最初の出願日から12ヶ月間の優先権を持つ。

#### 保護期間

木と蔓の植物新品種は、育成者権の付与後25年間。その他の植物品種に関しては権利の付与後20年間。

#### 権利の維持

保護期間の継続のため年金は前払いの必要あり。

#### 登録により付与される権限

植物新品種の権利者は以下の権利を有す。

他人に以下の行為を禁ずること

保護された新品種の栽培と再栽培

繁殖目的での調整

販売、販売申出又はマーケティング

輸出入

上記目的のための保管

他人への許可に条件と制限を科すこと

栽培行為又は再栽培行為、繁殖のための調整行為、販売、販売申出又はマーケティング行為、栽培収穫物の輸出入行為については、保護された品種の繁殖種の違法な利用により得られた植物の全体又は一部の場合を含み、育成者がこの繁殖種に関し権利を行使する十分な機会がなければ、育成者の許可を必要とする。本条項は保護品種の収穫物からの直接栽培物にも同様に適用される。

侵害に対し提訴し、損害賠償を請求する権利

#### 権利の制限

育成者権は以下の行為に及ばない。

私的な非営利目的の行為

実験目的の行為

他の品種の育成目的で行う行為

農業従事者は、保護された品種を、権利者の許可を得て栽培した場合、その収穫物を自家用の繁殖目的に利用することができる。

#### 無効と取り消し

以下の場合、植物品種の登録は消滅する。

裁判所の判決で無効となった場合

保護期間の終了

維持費の未払い

## **公益に基づく制限**

緊急の公益上の必要のため、食糧供給の確保のため、商業上の独占を防ぐため、政府は権利者の同意なく、保護された品種の利用を認める通知を発行することができる。

## **9. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝資源**

ラオスは伝統的な知識、民間の伝承や遺伝資源を保護する特別な法律がない。

## **10. エンフォースメントに関する他の法律**

### **民事事件**

民事訴訟法 (The Civil Procedure Law) が適用される。1990年所有権法 (The Ownership Law of 1990) も紛争中の案件に対する所有権を証明できる者に対し広範な保護を与えている。

### **刑事事件**

刑事訴訟法 (The Panel Procedure Law) が適用される。刑法典 (Panel Code) は違反者からの違法商品没収と、各商品価値の3倍までの罰金を課すことを認めている。

## 第2章 手続に関する説明

### 1. 特許・小特許・意匠の出願/登録手続

#### 出願人

特許及び小特許を受ける権利は発明者に属し、意匠登録を受ける権利は創作者に属す。発明又は意匠創作が雇用契約の下でなされた場合、特許、小特許、意匠登録を受ける権利は雇用者に属す。

外国に居住するか、ラオス国内に事業所又は居所を持たない出願人は、ラオス国内の代理人を指定しなければならない。

#### 特許・小特許・意匠の出願

ラオスでは先願主義を採用している。優先権主張が要件を満たす場合は認められる。

特許又は小特許の出願では、1件の出願で1件の発明又は実用新案を含めることも、関連した一群の発明又は実用新案を含めることも可能だが、それらの発明は国際分類に従い、単一の発明概念を構成するものでなければならない。

意匠出願では、1件の出願で1件の意匠又は関連した一群の意匠を含めることができるが、それらは国際分類に従い、同一の類に属するものでなければならない。

ラオスで出願された案件と一部又は全体が同一の出願を既に外国で出願していた場合、出願人はそれらの最初の出願を提示できる。登録庁が関連書類の提出を求めることもあるが、出願人が自ら下記の書類を提出することもできる。

－調査・審査報告書及び外国で取得した特許・小特許・意匠の登録証書の写し

#### 特許・小特許出願の必要書類等

##### 出願願

ラオス国内の代理人の住所氏名を記載した委任状、公証の必要あり

明細書（その分野で通常の技術を持つ者が理解できるよう明確に記載）

##### 請求項

図面（必要に応じ）

##### 要約書

優先権証明書（必要に応じ）

以下の要件が整った場合、出願は受理され、出願日が指定される。

出願人の氏名、住所、国籍

発明人の氏名

発明又は実用新案の名称

##### 出願料

#### 意匠出願の必要書類等

##### 意匠登録願

ラオス国内の代理人の住所氏名を記載した委任状、公証の必要あり

意匠の外観を明確に示す1枚以上の図面又は写真

意匠に係る物品の簡単な説明

優先権証明書（必要に応じ）

以下の要件が整った場合、出願は受理され、出願日が与えられる。

出願人の氏名、住所、国籍

創作者の氏名

写真又は図面

##### 出願料

**特許・小特許・意匠の優先権主張**

パリ条約加盟国出願をした者は以下期限内にラオス出願した場合、優先権主張可。

特許又は小特許については最初の出願日から12ヶ月以内

意匠については最初の出願日から6ヶ月以内

出願人は出願日から3ヶ月以内に優先権主張の基礎出願の写しを提出する。基礎出願の写しには当該政府機関又は国際機関の認証と出願日の記載が必要である。

ラオスはPCT加盟国であり、国内移行期限は国際出願日又は優先日から30ヵ月以内。

**言語**

出願書及び他の書類はラオス語又は英語での出願が可能である。英語で出願された場合は90日以内に翻訳証明書とともにラオス語の翻訳を提出しなければならない。

**特許・小特許の登録の手續**

- ①知的財産局では出願書類の方式審査及び出願料の支払いの有無を確認する。
- ②出願書類に不備があった場合、補正命令が出され、60日以内にこれに従わない場合、出願が放棄されたと思なされる。
- ③方式審査の完了後、出願日または優先日から19ヶ月後に工業財産公報で公開される。
- ④実体審査請求の提出があれば、特許・小特許に対し実体審査が行われる。実体審査は先行技術の調査を基本とする。
- ⑤出願が既に他の特許庁等により調査又は審査の対象となっている場合、出願人はそれらの調査・審査報告書の写しを提出し、ラオス国内での調査に代わるものとするようお願い出る。
- ⑥出願人が発明又は実用新案に対する実体審査報告書を提出できない場合は、出願人は審査請求のみを行うことができる。
- ⑦次の期間内に出願人からの審査請求がない場合は、出願放棄と思なされる。
  - \*発明に関しては出願日又は優先日から32ヶ月以内
  - \*実用新案に関しては出願日又は優先日から12ヶ月以内
- ⑧出願が要件を満たしていると判断された場合、知的財産局では特許又は小特許を付与し、登録台帳に登録し、工業財産公報で登録を発表する。
- ⑨第三者は登録取消しを申し立てることができる。

**意匠の登録手續**

- ①知的財産局（登録官庁）で出願書類の方式審査と出願料の支払いの有無を確認する。
- ②出願書類に不備があった場合、補正命令が出され、60日以内にこれに従わない場合、出願が放棄されたと思なされる。
- ③方式審査の終了後、出願の実体審査が行われる。
- ④出願が要件を満たしていると判断された場合、知的財産局では意匠登録証を交付し、登録台帳に登録し、工業財産公報で登録を発表する。
- ⑤工業財産公報に登録が掲載されてから5年以内に、第三者が登録取消しを申し立てることができる。

**補正**

出願後、登録される前まで、出願人は以下の条件の下で、補正又は分割出願を行うことができる。

特許及び小特許に関しては、補正は、当初の出願により支持されない新規技術を含んではならない。

意匠に関しては、補正により意匠の外観の本質的な部分に変更を加えてはならない。

## 2. 商標の出願／登録手続

### 出願人

合法的な商業及びサービス業に従事するいかなる自然人又は法人も出願の権利がある。国外に居住する出願人、又はラオス国内に事業所又は居所を有しない出願人は国内の代理人を指定しなければならない。

### 出願

ラオスでは先願主義を採用している。優先権の主張は、要件を満たせば認められる。

1件の出願は1件の商標に対し有効だが、1件の出願で国際分類の多区分の商品又は役務に対し出願できる。但し、商品又は役務の区分毎に手数料の支払いが必要である。

ラオスで出願された案件と一部又は全体が同一の出願を既に外国で出願していた場合、出願人はそれらの先願の出願を提示できる。登録庁が関連書類の提出を求めることもあるが、出願人が自ら下記の書類を提出することもできる。

－調査審査報告書及び外国で取得した商標の登録証書の写し

### 商標出願の必要書類等

#### 商標登録願

ラオス国内の代理人の住所氏名を記載した委任状、公証の必要あり

商標の明瞭な図又は他のイメージ又は見本

指定商品又は役務の記載。団体商標又は証明商標に関しては出願書にその旨を記載し、商標の使用法についての記載を含める。

優先権証明書（必要に応じ）

以下の要件が整った場合、出願が受理され、出願日が指定される。

出願人の氏名、住所、国籍

商標の図又は写真又は見本

出願料

### 優先権の主張

パリ条約加盟国で出願した者は、最初の出願から6ヶ月以内にラオスに出願した場合、優先権が主張できる。

出願人は出願日から3ヶ月以内に優先権主張の基礎出願の写しを提出する。基礎出願の写しには当該政府機関又は国際機関の認証と出願日が記載されていなければならない。公証は必要ない。

### 言語

出願書及び他の書類はラオス語又は英語での出願が可能である。英語で出願された場合は90日以内に翻訳証明書とともにラオス語の翻訳を提出しなければならない。

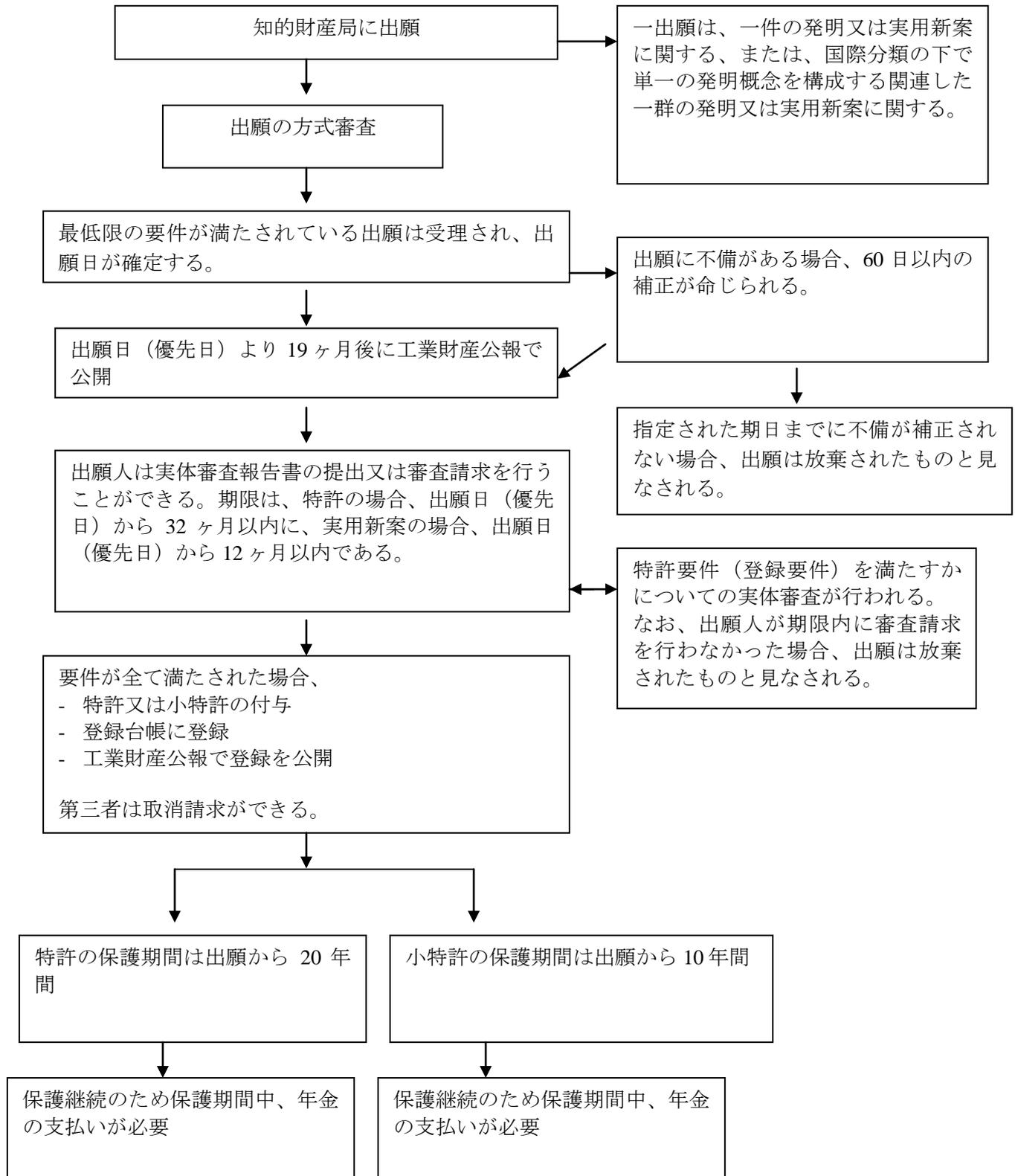
### 商標の登録手続

- ①知的財産局（登録官庁）では出願書類の方式審査を行い、出願料の支払いの有無を確認する。
- ②出願書類に不備があった場合、補正命令が出され、60日以内にこれに従わない場合、出願が放棄されたと見なされる。
- ③方式審査の終了後、出願の内容審査が行われる。
- ④出願が要件を満たしていると判断された場合、知的財産局では商標登録証を交付し、登録台帳に登録し、工業財産公報で登録を発表する。
- ⑤登録後、工業財産公報に登録が掲載されてから5年以内に、第三者が登録取消しを申し立てることができる。

## 補正

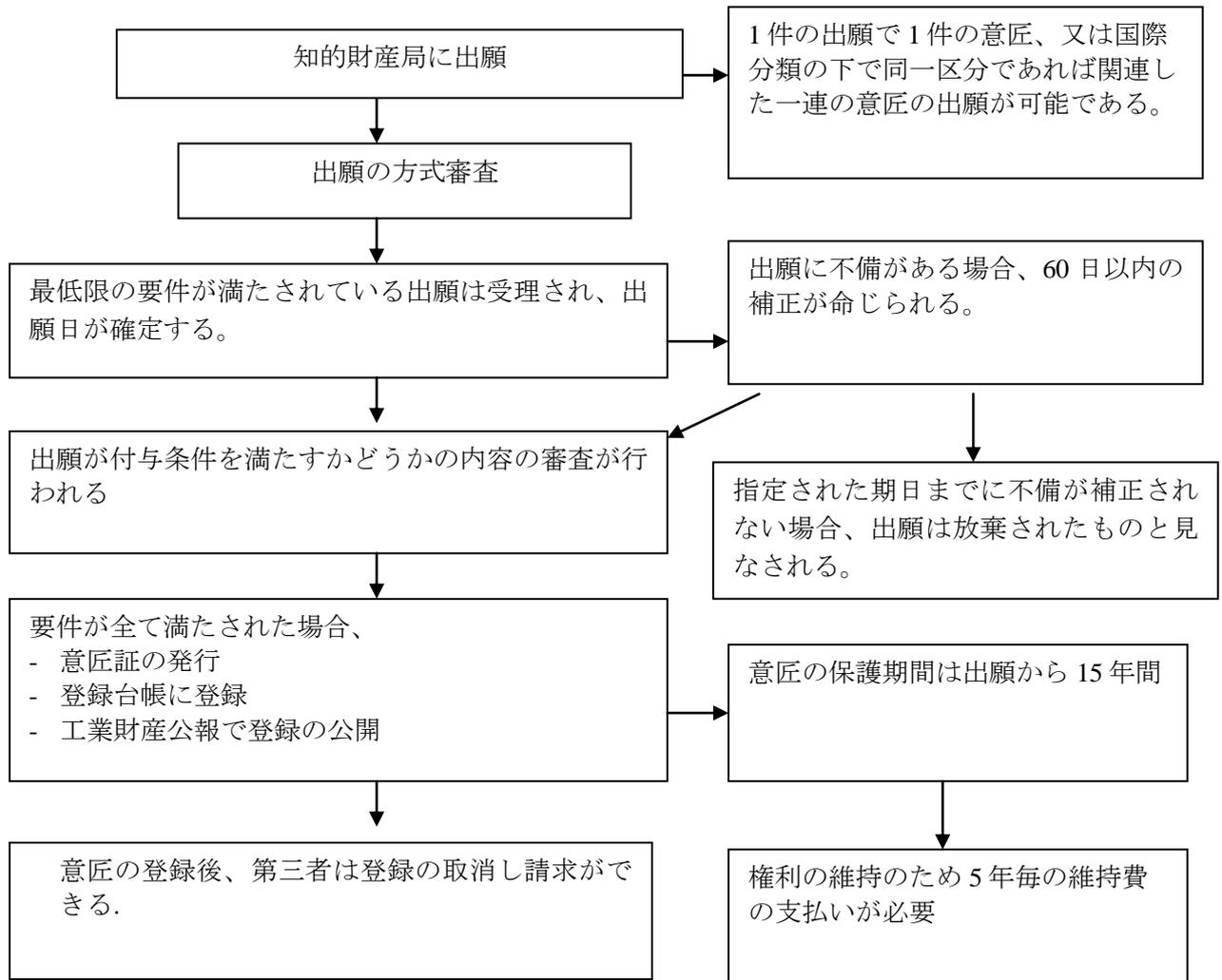
出願後、登録される前まで、出願人は、商標の外観の本質に変化を加えるものでない限り、補正又は分割出願を行うことができる。

### 3. 特許と小特許出願のフローチャート

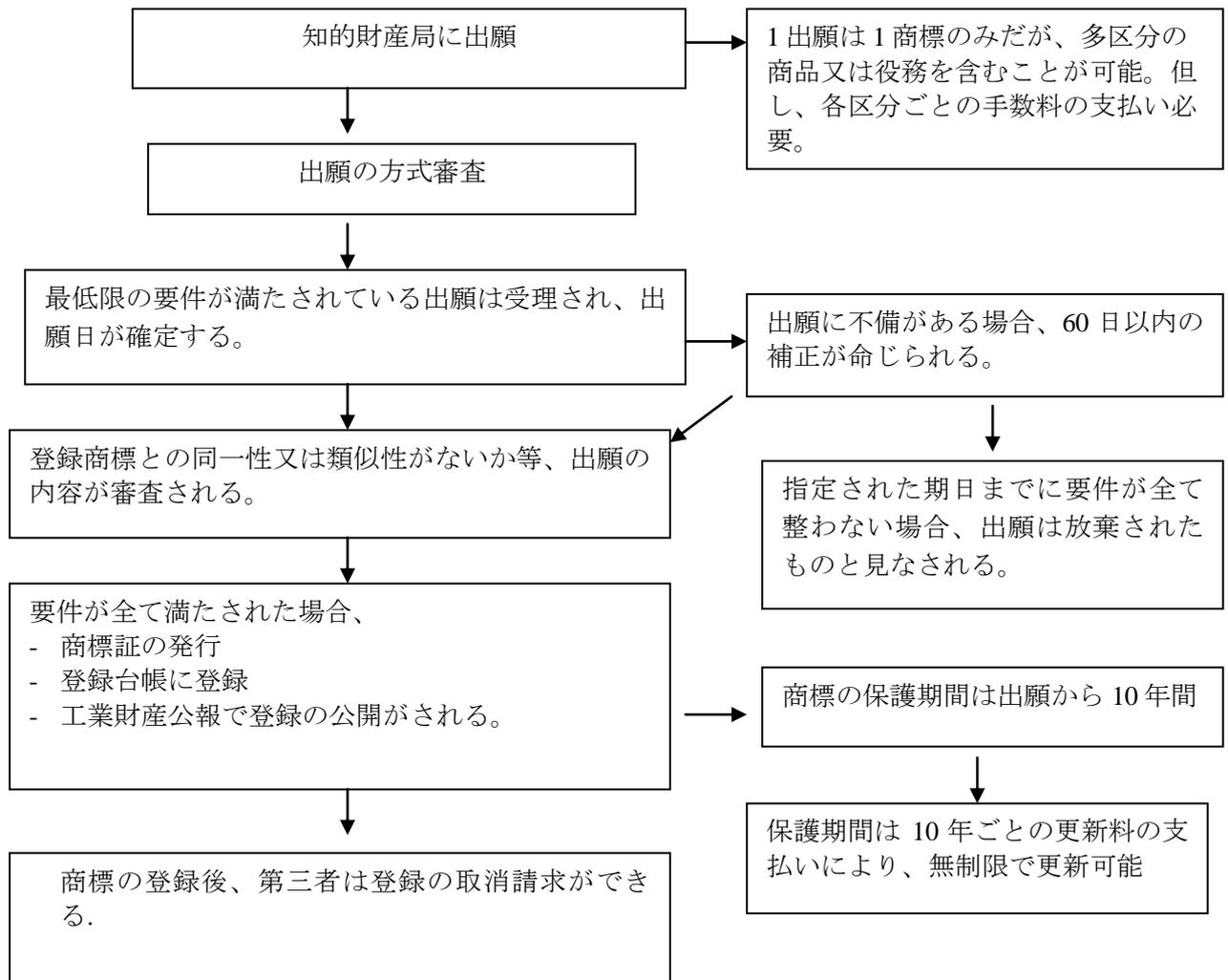




## 4. 意匠出願のフローチャート



## 5. 商標出願手続きのフローチャート



## 第3章 権利行使の手続

### 1. 刑事上の権利行使

刑事上の法執行機関は第一段階が経済警察、次に検事、裁判所の段階に進む。

知的財産の刑事犯罪は以下の通りである。

商業目的で、意図的に、特許、小特許、意匠、商標、集積回路の配置、地理的表示、営業秘密、植物品種、著作権、著作隣接権を侵害し、不正競争行為を働くこと。

意図的に上記侵害をし、人の健康、環境破壊、資産に損害を与えること。

意図的に商標偽造や著作権海賊版により知的財産法を侵害すること

#### 刑事制裁

知的財産権の侵害、偽造、詐欺、不正行為、不正競争行為により、他人に損害を与えた場合、懲役及び罰金の支払いが科せられる。懲役は3ヶ月から2年、罰金は50万から1,000万キープ(kip)。

意図的に犯罪が繰り返された場合、その都度、侵害に対し被害額の5%が罰金として科される。

#### 追加的制裁

刑事制裁に加え、違反者に対しては、営業許可の停止、取り消し、侵害商品及び侵害行為に使用された機器の没収などの制裁が科される。

### 2. 民事上の権利行使

知財の紛争に関しては以下の解決手段に訴えることができる。

契約及び不法行為に関する法律に基づく和解契約の締結。

仲裁。

知的財産行政当局（次項参照）への請求。

経済紛争解決委員会（the Economic Dispute Resolution Committee）への請求。

人民裁判所（the People's Court.）への提訴。

国際間の知財紛争については、ラオスが加盟する国際条約等に従う。

#### 知財権利行使調整機関/ 知的財産行政当局

政府の知財業務管理は科学技術省が諸機関を統括する。

科学技術省及び首都・地方の科学技術当局が、知的財産行政当局として知的財産権に対する要請、紛争および侵害を解決する権利と義務を有す。

#### 民事上の制裁

知的財産法に抵触し、他人に損害を与えた者は損害に対する責任がある。

#### 知的財産侵害訴訟

知財権の侵害を受けた者は人民裁判所に提訴する権利を有す。

管轄裁判所は以下の3段階である。

地方レベルでの人民裁判所

控訴裁判所

最高人民裁判所

人民裁判所は民事訴訟法及び刑事訴訟法に基づき、知的財産権侵害に関する全ての案件を管轄する。

#### 知的財産訴訟における証拠の扱い

植物品種、著作権、著作隣接権侵害、不正競争行為を含め、知的財産法で規定する侵害行為を訴える場合、訴える側に侵害事実の立証責任がある。

#### 1) 特許訴訟

新製品を得るための方法に関する特許の侵害で、新製品が特許権者以外の者により又は特許権者の同意なく製造された場合に、これに反する証拠がない限り、この製品は当該特許により得られたものと見なされるが、これに反する証拠が引用された場合、被告側の製造と業務の正当な利益は考慮される。

特許又は小特許侵害は、証拠によってのみ立証され、侵害行為が当該特許又は小特許の少なくとも1つの請求項を侵害していることを示す証拠がなければならぬ。

#### 2) 著作権訴訟

通常のでき方で文学著作物に氏名が掲載された者は、これに反する証拠がない限り、著作者と見なされ、侵害訴訟を起こす権利が与えられる。

作者不詳の著作物では、著作物に表示された出版人が、これに反する証拠がない限り、著作者に代わると見なされ、著作者としての権利行使ができる。但し、著作者が名乗り出た場合はその権利は消滅する。

通常のでき方で映画著作物に氏名が公表された者は、これに反する証拠がない限り、映画の製作者と見なされ、侵害訴訟を起こす権利が与えられる。

#### 3) 商標、団体商標、証明商標訴訟

商標、団体商標、証明商標侵害を訴える場合、商標権者は以下を示さねばならぬ。

- \*マークが外観、発音、意味において類似していること

- \*マークにかかる商品又はサービスが同一、類似または関連していること

- \*マークの使用により、商品又はサービスの出所に関し消費者を混同させ、商標権者の商品又はサービスが侵害者のそれと関連性があるという間違った印象を与える恐れがあること

裁判の一方の側が自己の主張を支持するに十分な証拠を正当に入手して提示し、自己の主張に関連した証拠で、相手側の管理の下にある証拠を特定した場合、裁判所は、情報の機密保護に配慮し、相手側に当該証拠の提示を命ずることができる。

### 侵害に対する民事救済

人民裁判所に対し原告は以下の請求ができる。

侵害者に対する侵害行為停止命令

税関手続きの停止命令

侵害商品の押収命令

侵害確認判断

侵害者に対する損害賠償の支払命令

侵害者に対する弁護士費用を含む権利者の経費の支払命令

侵害商品を市場に流通しないような形での破壊又は処分命令

侵害商品の製造に専ら使用される材料及び用具の処分命令

裁判所は破壊又は処分命令を下す際、侵害の深刻さ、救済、第三者の利害を応分に考慮する。

偽造商標が使用された商品を放出し市場への流入を認めるには、当該商標を除去しただけでは不十分である。

## **仮処分**

人民裁判所に対し緊急かつ効果的な以下の仮処分命令を求めることができる。

知的財産侵害の発生を差し止めること

通関直後の輸入品を含め、商品の市場への流入を差し止めること

侵害が疑われる場合に関連証拠の保全

仮処分の申請には以下の事項が求められる。

裁判所に対し、申請人が正当な権利者であり、申請人の権利が現に侵害されており侵害が切迫したものであることを、裁判所に相当程度確証させるに十分な正当に入手された証拠。

被申請人を保護し、乱用を防ぐに十分な秘密保持の保証。

仮処分を執行する当局が商品特定のために必要なその他の情報

## **損害賠償**

裁判所は損害を主張する側に補償をするため、侵害者から不法行為に基づく利益を没収するため、十分な損害賠償額を設定する。

裁判所は侵害者が侵害行為を、知らずに行った場合又は知るに足る十分な理由があつて行った場合でも、逸失利益の回復、損害賠償の支払いを命ずることができる。

## **3. 税関での取締り**

知財紛争が起きた場合、当事者は国境での紛争解決のため税関当局に申請することができる。特別の規則に基づいた行政救済手続きが開始される。

国境のチェックポイントに配置された税関職員及び他の職員は、輸出入品を検査し、知財権を侵害する商品を没収し、管理する合法的な権利と義務を有す。

## 第4章 知的財産に関する統計

### 1. 特許出願と登録件数

年	出願件数	登録件数
2004	11	0
2005	07	0
2006	13	0
2007	23	0
2008	38	0
2009	18	0
2010	20	0
2011	43	0
2012	39	0

注記：2012年の出願件数は2012年1月3日から9月6日まで

### 小特許出願と登録件数

年	出願件数	登録件数
2004	-	-
2005	-	-
2006	-	-
2007	-	-
2008	-	-
2009	01	0
2010	-	-
2011	01	0
2012	-	-

### 2. 意匠の出願と登録件数

年	出願件数	登録件数
2004	16	0
2005	12	23
2006	23	3
2007	27	11
2008	19	3
2009	19	35
2010	25	3
2011	23	22
2012	16	02

注記：2012年の出願件数は2012年1月3日から9月6日まで

### 3. 商標の出願と登録件数

年	出願件数	登録件数
2000	701	747
2001	577	531
2002	681	691
2003	1,024	720
2004	1,431	957
2005	1,784	1,038
2006	1,563	1,178
2007	1,764	1,424
2008	2,193	3,845
2009	1,594	1,016
2010	2,417	1,571
2011	2,631	2,369
2012	1,549	817

注記：2012年の出願件数は2012年1月3日から9月6日まで

### 4. 著作権の統計

年	届出件数	届出受理書の発行数
2008	0	0
2009	19	19
2010	37	37
2011	30	30
2012	08	08

注記：2012年の出願件数は2012年1月3日から9月6日まで

### 5. 権利行使の統計

年	刑事事件	民事事件	税関	行政的救済
2005	-	01	-	1994年から2012年までの総数で65件
2006	-	-	02	
2007	-	-	-	
2008	01	01	-	
2009	-	01	04	
2010	-	-	05	
2011	-	-	-	
2012	-	-	-	

## 第5章 知的財産関係官庁

### 1. 登録関係官庁

科学技術省知的財産局 (Department of Intellectual Property )

Nahaidiao Street

P. O. Box 2279

Vientiane, Lao PDR

Tel. (856 21) 213470

Fax. (856 21) 213472

URL: <http://www.stea.la.wipo.net>

### 2. 権利行使関係官庁

科学技術省知的財産局 (Department of Intellectual Property )

Nahaidiao Street

P. O. Box 2279

Vientiane, Lao PDR

Tel. (856 21) 213470

Fax. (856 21) 213472

URL: <http://www.stea.la.wipo.net>

法務省法務行政局 (Department of Judiciary Administration)

Lane Xang Avenue

Vientiane, Lao PDR

Tel. (856 21) 412054

Fax. (856 21) 414102

URL: -

法務省経済仲裁機関 (Economic Arbitration Organization)

Lane Xang Avenue

Vientiane, Lao PDR

Tel. (856 21) 412051

URL: -

内務省刑事警察局経済部 (Department of Criminal Police, Economic Division)

Ministry of Interior

Samsenthai Road

Vientiane, Lao PDR

Tel. (856 21) 212529

URL: -

検察官総局 (Public Prosecutors General Office)

Simuang Place  
Vientiane, Lao PDR  
Tel. (856 21) 214518  
URL: -

**税関局 (Department of Customs)**

Ministry of Finance  
Lane Xang Avenue  
Vientiane, Lao PDR  
Tel. (856 21) 217452  
Fax. (856 21) 217451  
URL: -

## **第 6 章 知的財産法律事務所情報**

### **LAO INTERCONSULT CO., LTD. (LICO)**

Ban Saphanthong Tai,  
Sok paluang Road  
P.O Box 7039,  
Vientiane Capital, Laos  
Tel. 856-21-313082,  
Fax: 856-21-350917  
Email: [monmany@licolao.com](mailto:monmany@licolao.com)  
Website: [www.licolao.com](http://www.licolao.com)

### **LAO TRADEMARK AGENCY (Lao IP Agency)**

Lao Law & Consultancy Group  
LLC Bldg, Nongbone Road, Ban Nongbone  
Saysetha District, P.O. BOX 925  
Vientiane, Lao PDR  
Tel: +(856 21) 261 391, 264 866, 264 877  
Fax: +(856 21) 264 344  
Website: [www.laoip.org](http://www.laoip.org); [www.laolaws.com](http://www.laolaws.com)

## 【特許庁委託事業】

本レポートは、日本貿易振興機構が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。